

共同生活援助  
(介護サービス包括型・外部サービス利用  
型・日中サービス支援型)  
に係る報酬・基準について  
《論点等》

# 共同生活援助(グループホーム)の概要

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

## 具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

## 具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

## 必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



### ★住宅地に立地

### ★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)

## 利用者数の推移

R2.4月実績  
132,449人



出典：国保連データ（各年度末月）

	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <b>666単位～171単位</b>	世話人の配置及び障害支援区分に応じて <b>1,104単位～279単位</b>	世話人の配置に応じて <b>244単位～114単位</b> 標準的な時間に応じて（受託居宅介護サービス） <b>95単位～</b>
事業所数	7,718事業所	182事業所 （平成30年4月～）	1,321事業所
利用者数	114,554人	2,344人 （平成30年4月～）	15,551人

事業所数・利用者数については、国保連令和2年4月サービス提供分実績

# 共同生活援助(介護サービス包括型)

## ○ 対象者

- 地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(4:1~6:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

## ○ 報酬単価(令和元年10月~)

### ■ 基本報酬

世話人4:1、障害支援区分6の場合 [666単位] ~ 世話人6:1、障害支援区分1以下の場合 [171単位]

### ■ 主な加算

#### 夜間支援等体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

- (Ⅰ) 夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 672単位~54単位
- (Ⅱ) 宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 112単位~18単位
- (Ⅲ) 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

#### 日中支援加算

- (Ⅰ) 高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ) 利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

#### 重度障害者支援加算

区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、より手厚いサービスを提供するため従業者を加配するとともに、一部の従業者が一定の研修を修了した場合 360単位

#### 医療連携体制加算(Ⅴ)

医療機関との連携等により看護師による、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合 39単位

#### 精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

#### 強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

## ○ 事業所数

7,718(国保連令和 2年 4月実績)

## ○ 利用者数

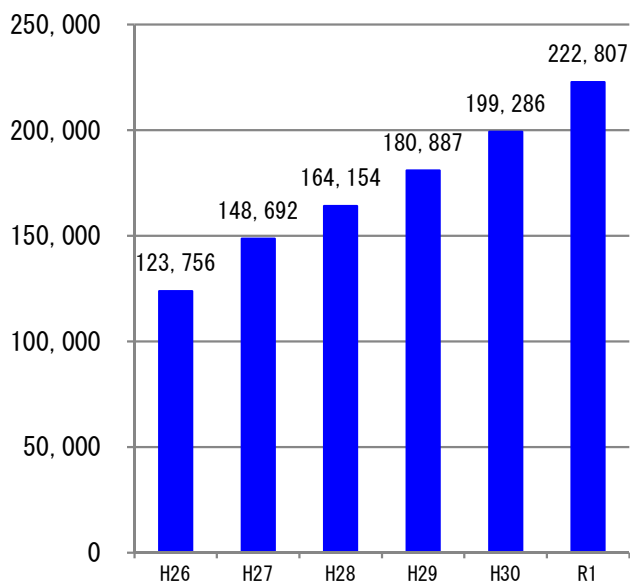
114,554(国保連令和 2年 4月実績)2

# 共同生活援助（介護サービス包括型）の現状

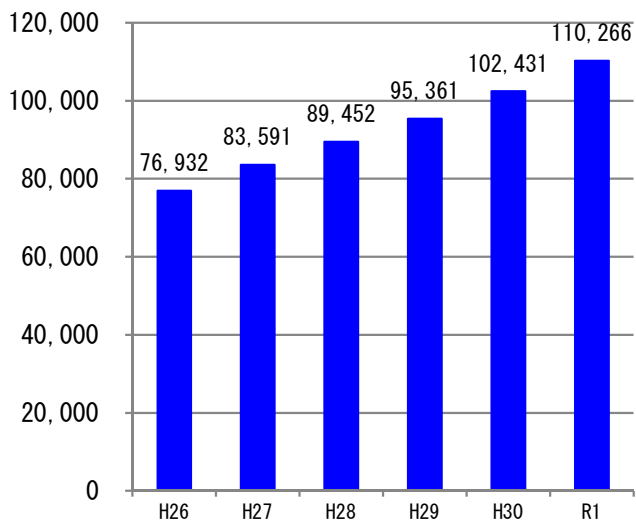
## 【共同生活援助（介護サービス包括型）の現状】

- 令和元年度の費用額は約2,228億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の8.1%を占めている。
- 費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

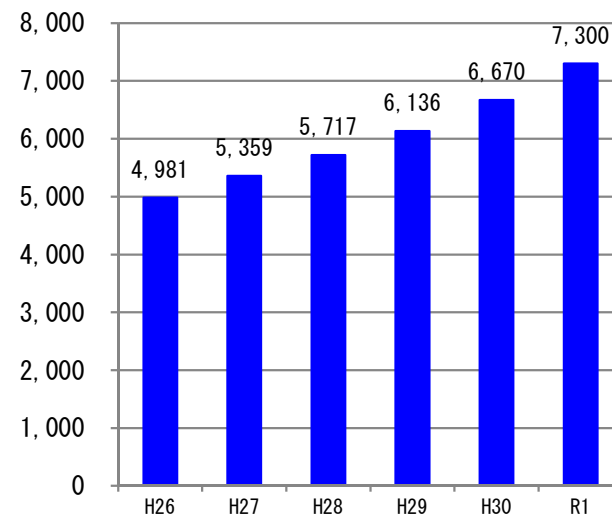
### 費用額の推移(百万円)



### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典: 国保連データ ※GH、CHを一元化した26年度以降の実績

# 共同生活援助(外部サービス利用型)

## ○ 対象者

- 地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(当面は10:1以上)  
(4:1~6:1、10:1)
- ※ 介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

## ○ 報酬単価(令和元年10月~)

### ■ 基本報酬

世話人 4:1 [244単位] ~ 世話人10:1 [114単位]

※ 利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [95単位~]

### ■ 主な加算

#### 夜間支援等体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

- (Ⅰ) 夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 672単位~54単位
- (Ⅱ) 宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 112単位~18単位
- (Ⅲ) 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

#### 精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

#### 日中支援加算

- (Ⅰ) 高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ) 利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 539単位~135単位

#### 強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

## ○ 事業所数

1,321 (国保連令和 2年 4月実績)

## ○ 利用者数

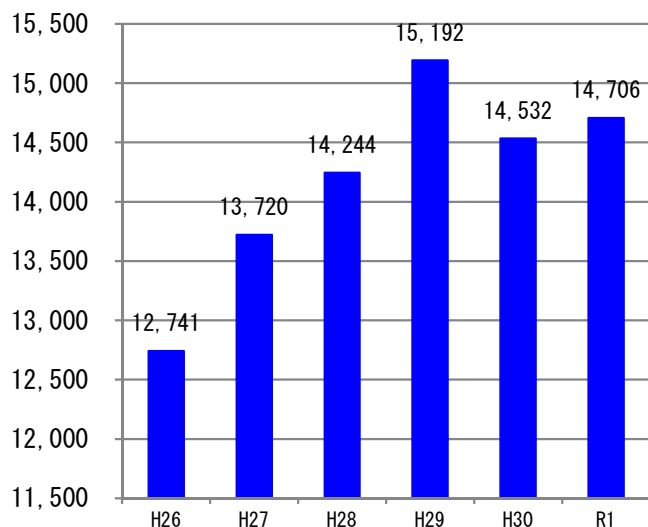
15,551 (国保連令和 2年 4月実績)4

# 共同生活援助（外部サービス利用型）の現状

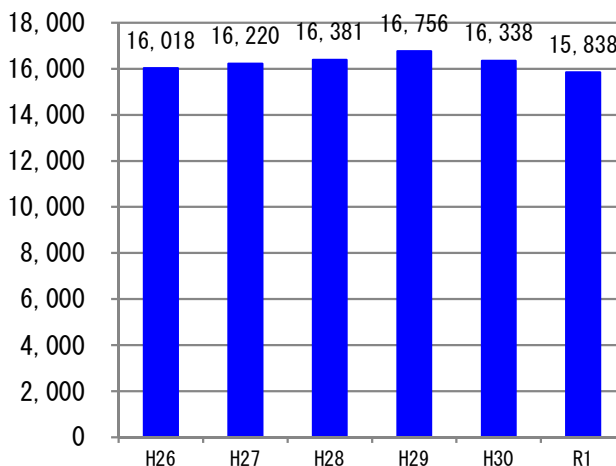
## 【共同生活援助（外部サービス利用型）の現状】

- 令和元年度の費用額は約147億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.5%を占めている。
- 事業所数については毎年度減少している。

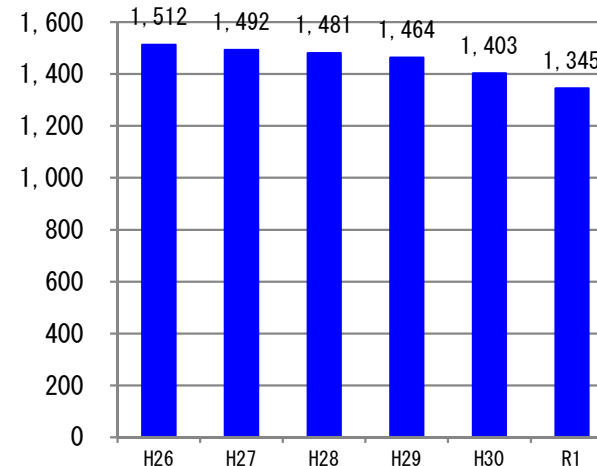
### 費用額の推移（百万円）



### 利用者数の推移（一月平均（人））



### 事業所数の推移（一月平均（か所））



※出典：国保連データ ※GH、CHを一元化した26年度以降の実績

# 共同生活援助(日中サービス支援型)

## ○ 対象者

- 地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1~5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上(3:1~5:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

## ○ 報酬単価(令和元年10月~)

### ■ 基本報酬

世話人3:1、障害支援区分6、日中支援を実施した場合 [1,104単位] ~ 世話人5:1、障害支援区分1以下、日中活動サービス等を利用した場合 [279単位]

### ■ 主な加算

#### 夜勤職員加配加算

基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合 149単位

#### 日中支援加算(Ⅱ) ※ 障害支援区分2以下の利用者

利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合 270単位~135単位

#### 重度障害者支援加算

区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、より手厚いサービスを提供するため従業者を加配するとともに、一部の従業者が一定の研修を修了した場合 360単位

#### 看護職員配置加算

基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合 70単位

#### 精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

#### 強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

## ○ 事業所数

182 (国保連令和 2年 4月実績)

## ○ 利用者数

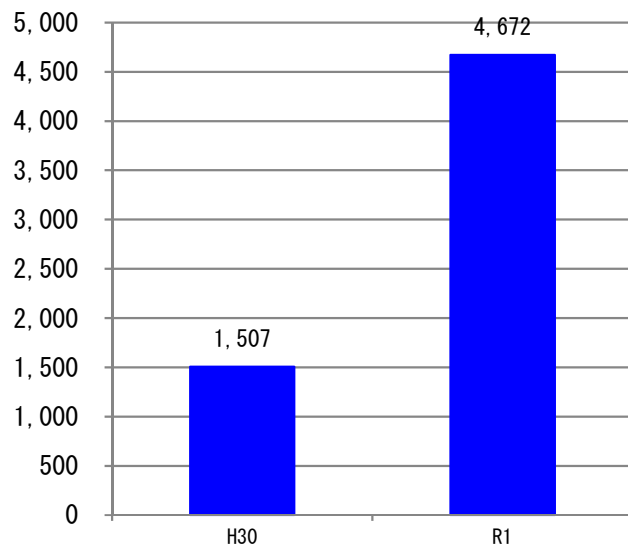
2,344 (国保連令和 2年 4月実績)6

# 共同生活援助（日中サービス支援型）の現状

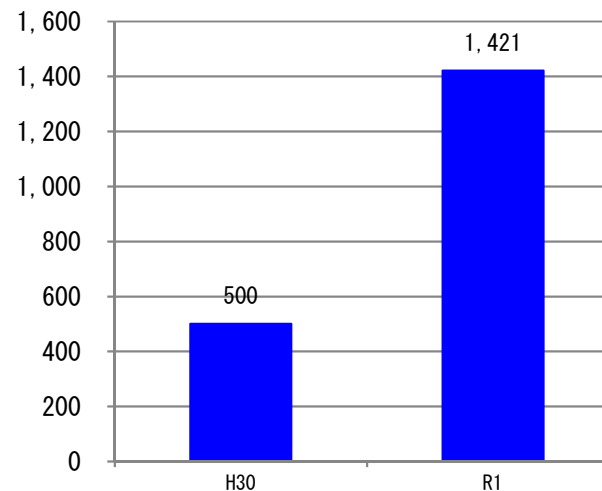
## 【共同生活援助（日中サービス支援型）の現状】

○ 令和元年度の費用額は約47億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.2%を占めている。

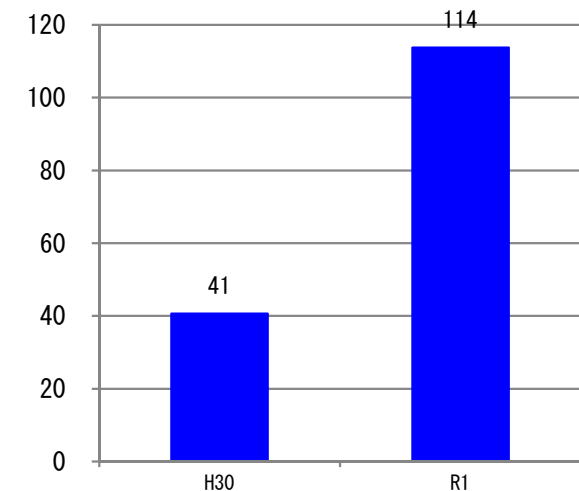
### 費用額の推移(百万円)



### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ



# 関係団体ヒアリングにおける主な意見①

No	意見等の内容	団体名
1	○個人単位でのホームヘルプ利用に関する経過措置が平成33年度まで延長となったが、重度の身体障害者が地域で自分らしい生活を実現していくためには、共同生活援助における個人単位でのホームヘルプ利用は重要な制度である。 個人単位利用によって共同生活援助からの独立も視野に入るほか、結果的に外部人材が日常的に共同生活援助へ出入りすることによる障害者虐待防止効果も期待されるため、恒久的な制度として見直していただきたい。	全国身体障害者施設協議会 他 (同旨：全国肢体不自由児者父母の会連合会、きょうされん、日本知的障害者福祉協会、全国脊髄損傷者連合会、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、全国自立生活センター協議会、全国手をつなぐ育成会連合会、DPI日本会議、全国地域生活支援ネットワーク)
2	○(家賃補助の不均衡の是正について)家賃相場に応じての分配や一般就労や就労継続支援A型事業所で雇用されている方等の総収入に応じた傾斜配分の設定をすることで、幅広く補助が受けられるようにすることが必要である。	全国地域生活支援ネットワーク
3	○留意事項通知、第二の3(6)①(二)共同生活援助サービス費の区分について(Ⅰ)共同生活援助サービス費(Ⅳ)(i)において、体験利用を行う者として「共同生活住居への入居を希望している者」とあるが、地域生活支援拠点の機能を担うことを期待することからこの文言を削除して、幅広く体験利用できる仕組みを創出する。その際、短期入所と同様に送迎の評価と地域生活を行う上での課題、目標、留意事項等を個別支援計画に位置付けることで報酬上評価する。	全国地域で暮らそうネットワーク
4	○夜間支援員の不足は深刻である。1対1での支援が必要な重度の障害者がグループホームを利用するケースも増えており、職員の複数配置をするためにも夜間支援体制加算を増額していただきたい。	きょうされん
5	○居宅支援における通院介助の回数を増やすとともに、グループホームの世話人が通院介助を行なった場合の加算を創設していただきたい。	きょうされん
6	○障害の重い入居者が増加している実態に合わせ、現行の日中支援加算(Ⅱ)を1日目から算定可能とすること。また、グループホームの報酬構造に土日、祝日の日中の支援分の報酬が含まれているとの解釈は、現在の多様な入居者の実態と支援の実態に併せて見直していただきたい。	きょうされん
7	○重度障害者支援加算の充実。障害の重い人をグループホームで受け止めていくために、対象者の拡大と単価の増額をしていただきたい。	きょうされん
8	○世話人の配置基準の充実を。人員配置を手厚くした事業所を評価するために、世話人配置基準に新たに3:1、2:1の基準を設けていただきたい。	きょうされん
9	○障害者自立支援法施行後「施設から地域へ移行」は積極的に進められてきたが、地域では受け入れ住居(共同生活援助)・日中活動事業所のハード面と、サービス等利用計画の立案と専門的な人材(介助)の確保・養成などソフト面の両方が、特に身体障害者においては不足している。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
10	○グループホームなど共同生活援助サービスを受ける住居の新設・改修については国の制度はあるが、都道府県・市町村も応分(義務的負担化)に負担する制度とするよう要望する。	全国肢体不自由児者父母の会連合会

## 関係団体ヒアリングにおける主な意見②

11	○市町村の「障害児・者の福祉計画」では重度障害児者や医療的ケア児者への施策は具体的な形で盛り込まれていない状況である。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
12	○「イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）報酬単価」が、平成30年度の報酬改定では単価が（区分6で668単位から661単位）に下げられ、「ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例」も同様（区分6で444単位から440単位）に下がっている。慢性的な人材不足の中、440単位でグループホームでの生活を守ることはほぼ不可能。	全国肢体不自由児者父母の会連合会
13	○グループホームの現行の人員配置基準は重度障害者に対応するには不十分である。重度対応型の日中サービス支援型共同生活援助が創設されたが、既存のホームにおいても、特に夜間帯に職員を今まで以上に配置できるような水準まで報酬を引き上げていただきたい。	全国社会就労センター協議会 他 （同旨：日本身体障害者団体連合会）
14	○視覚障害者を中心とするグループホームの設置が可能となる条件や要件を作るべきではないか。	日本視覚障害者団体連合
15	○重度障害者の地域移行と地域定着を推進する観点から、サテライト型住居の設置数の規制を撤廃すべきである。	全国脊髄損傷者連合会
16	○日中サービス支援型では世話人配置に3：1も導入された。介護サービス包括型、外部サービス利用型でも世話人配置基準に新たに3：1、2：1の基準を新たに設ける必要がある。高齢化、重度化に対応するため、人員配置を手厚くした事業所を評価する。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
17	○日中支援加算（Ⅱ）の初日からの算定、27年、30年報酬改定でも論議の対象になったが、グループホームの報酬構造に土日祝日の日中の支援分の報酬が含まれているとの解釈は、現在の多様な入居者の実態と支援の実態とを併せて見直しが必要。入院時支援加算や帰宅時支援加算も同様に。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
18	○重度障害者支援加算の対象者拡大（外部サービス利用型にも）	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
19	○夜間支援等加算の報酬の見直しが必要である。夜勤者の休憩時間に関しては、労基署から共同生活援助で言う休憩時間は労働法令で言う休憩時間にあたらなため手待時間で休憩時間の間は別な職員の配置を求められている。現在の夜間支援体制加算では、報酬が少ないので見直しが必要。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
20	○障害のグループホームの入居者の高齢化が進んできている。本人の希望で看取り支援を希望する場合も増えてくる事が予想できるので認知症グループホームにある看取り支援加算を創設していただきたい。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見③

21	○障害者自立支援法が施行され1ユニットが2人から10人になり、各地に10人のグループホームが同じ敷地内や隣接地に数カ所できて、隣接する生活介護に通ったり、2ユニットを複数同一敷地内建設するなど大規模化が進んでいる。このような集約化、大規模化を無くすような方策を検討していただきたい。大規模住居等減算の比率の見直しも必要。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
22	○共同生活援助は、特例基準で最大20～30名規模にできるなど、営利団体のビジネスモデルとして過度に増やしている実態があるため、特例基準を廃止すべき。	全国自立生活センター協議会 他 (同旨：DPI日本会議)
23	○サテライト型住居は、自閉症スペクトラムなど集団支援が苦手な方に有効であり、ニーズが高まっているので原則3年の期限は、慎重に対応すべき。	全国自立生活センター協議会 他 (同旨：日本自閉症協会)
24	○共同生活援助について、サービス管理責任者配置基準10:1の類型の創出を。	全国精神障害者地域生活支援協議会
25	○共同生活援助について、日中支援加算は、初日から算定できるように。	全国精神障害者地域生活支援協議会
26	○共同生活援助について、小規模性や個別性を評価し・大規模減算の強化	全国精神障害者地域生活支援協議会
27	○日中活動支援型の20人までの大規模特例を廃止し、10人までの通常のグループホームを建設・運営できるように施策を充実すること。	DPI日本会議
28	○実質的に独居の可能なサテライト型のグループホームの普及を後押しすること。	DPI日本会議
29	○知的障害者の地域における住まいの場として共同生活援助は有力な選択肢となるが、例えば就労する中軽度知的障害者が希望する場合には共同生活援助からの独立支援も重要な取組みとなる。 しかし、現行の報酬体系では退去後の支援を評価する加算は「自立生活支援加算（1回限り500単位）」のみとなっており、インセンティブとしては不十分である。そのため、自立生活支援加算へ新たな類型を設け、サービス等利用計画に基づいて共同生活援助からの独立支援を個別支援計画に盛り込み、体験的なサービス利用などを手配して独立生活を実現することを評価する仕組みの導入が求められる。	全国手をつなぐ育成会連合会
30	○現行のGH補足給付については実質的な「家賃補助」として機能しており、知的障害者の利用を促進するものとして評価している。しかし、金額が1万円/月と少額であり、かつ全国一律の金額となっているため家賃相場など地域の実状に応じているとはいえない。本来は補足給付を引き上げるべきところだが、まずは（自然増を除く）給付総額は変更せず、たとえばサービス報酬の地域区分を活用した地域別給付額を導入すべきである。	全国手をつなぐ育成会連合会

# 関係団体ヒアリングにおける主な意見④

31	<p>○共同生活援助における現行の重度障害者支援加算は障害支援区分（以下「支援区分」という。）「6」かつ重度障害者等包括支援（以下「重度包括」という。）の対象者という要件になっている代わりに加算が大きく、大変に障害の重い人が地域生活するための有力なツールとなっているが、一方で対象範囲が狭いため「重度包括ほどではないが支援の厚みは不可欠」という人に届かないという難点がある。そのため、加算額については傾斜配分することを前提に、対象を重度訪問介護該当まで拡大することを提案する。</p>	<p>全国手をつなぐ育成会連合会</p>
32	<p>○グループホームにおける重度障害者支援加算の対象を、障害者支援施設の重度障害者支援加算Ⅱの対象者と同様とすべき。</p>	<p>日本知的障害者福祉協会</p>
33	<p>○共同生活援助の看護職員配置加算については20人につき1人の看護師で70単位だが、40人に1人の看護師でも何単位か取得できるようにするなど、柔軟な取扱いとしていただきたい。</p>	<p>日本知的障害者福祉協会</p>
34	<p>○グループホームへ入居した際、利用者が慣れない環境に馴染むまでは通常より手厚い支援が必要となる。地域移行を促進するため、グループホーム利用開始より30日以内の期間については「初期加算」を創設すべきである。</p>	<p>日本知的障害者福祉協会</p>
35	<p>○休日における区分3以上の人の単価を引き上げていただきたい。</p>	<p>日本自閉症協会</p>
36	<p>○グループホームの大規模住居等減算について現在は8名以上から減算となるが、10名までは減算を行わない制度としてください。（規模を大きくすることで、職員人数を多く配置でき、グループホームが柔軟に対応する力を高めることに効果が期待できる）</p>	<p>日本自閉症協会</p>

# 共同生活援助に係る報酬・基準について

## 共同生活援助に係る論点

論点 1 障害者の重度化・高齢化への対応

論点 2 夜間支援等体制加算の見直し

# 【論点1】障害者の重度化・高齢化への対応

## 現状・課題

- グループホームは、障害者の入所施設や精神科病院等からの地域移行の受け皿として重要な役割を果たしてきたところであり、令和元年11月に入所施設の利用者数を上回り利用者数は13万人となっている。  
施設入所者は重度化傾向であり、重度な障害があっても地域で暮らすことができるよう、グループホームにおける重度障害者の受入体制の強化が課題。
- 平成30年度報酬改定では、重度化・高齢化に対応するグループホームとして、昼夜を通じた常時の人員体制を最低基準とする「日中サービス支援型」を創設。  
なお、重度障害者向けの個人単位の居宅介護等の利用については今年度末までの経過措置となっている。

## 論点

- グループホームにおける重度化・高齢化への対応を図る観点から、重度障害者に対する加算や、日中サービス支援型グループホームの報酬、個人単位の居宅介護等の取扱い等についてどう考えるか。

## 検討の方向性

(重度障害者に対する加算)

- グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、重度障害者支援加算の対象を広げてはどうか。  
具体的には、現行制度上、重度障害者支援加算は重度障害者包括支援の対象者（障害支援区分6であって、意思疎通に著しい困難を有する者のうち一定の要件を満たす者（17ページ参照））に限定しているが、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）や短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害者や医療的ケアが必要な者に対象を広げてはどうか。

## 検討の方向性

(日中サービス支援型グループホームの報酬等)

- 日中サービス支援型について、創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用の観点から、重度障害者の受入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直してはどうか。

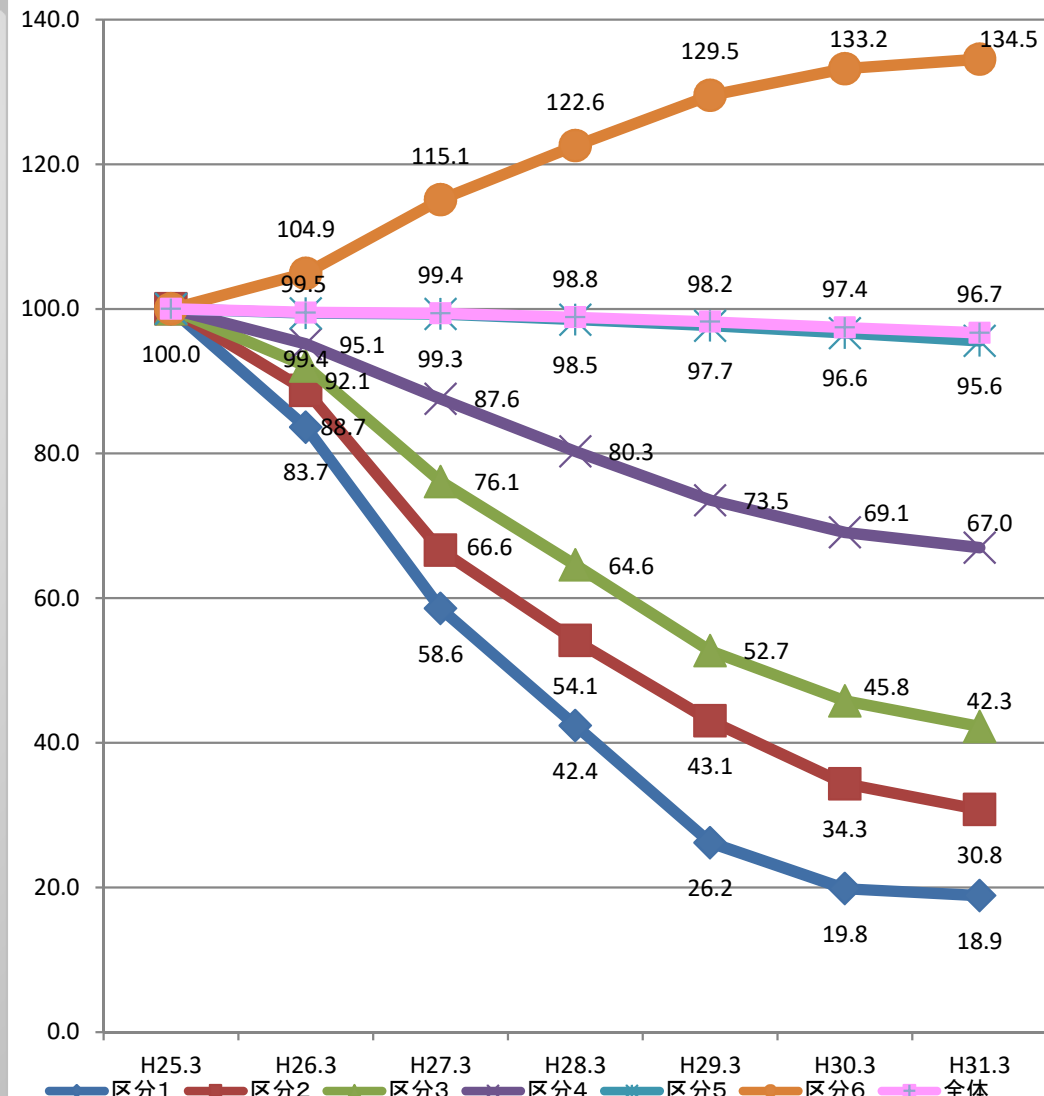
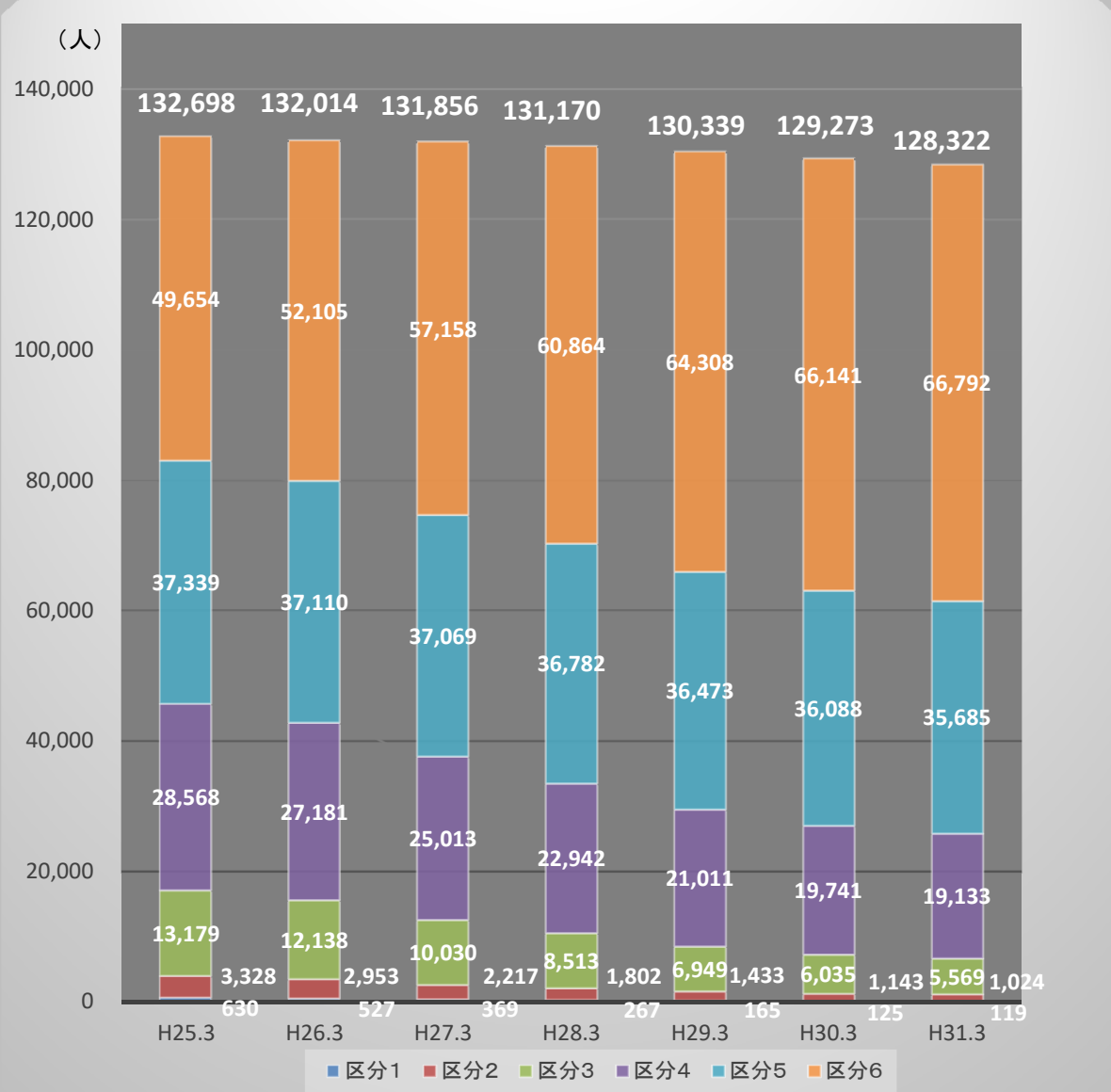
また、制度を持続可能とする観点から、介護サービス包括型や外部サービス利用型も含め、経営状況を踏まえた報酬の見直しを検討する必要があるが、検討に当たっては重度障害者の報酬に配慮しつつ、メリハリのある報酬への見直しを検討してはどうか。

(個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い)

- 重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、引き続き継続することとしてはどうか。

# 施設入所支援の利用者数の推移(障害支援区分別)(参考データ)

○ 障害支援区分別の利用者数について、平成31年3月時点の利用者数と25年3月時点の利用者数と比較すると、区分1については81.1%減少、区分2については69.2%減少、区分3については57.7%減少、区分4については33.0%減少、区分5については4.4%減少、区分6については34.5%増加している。

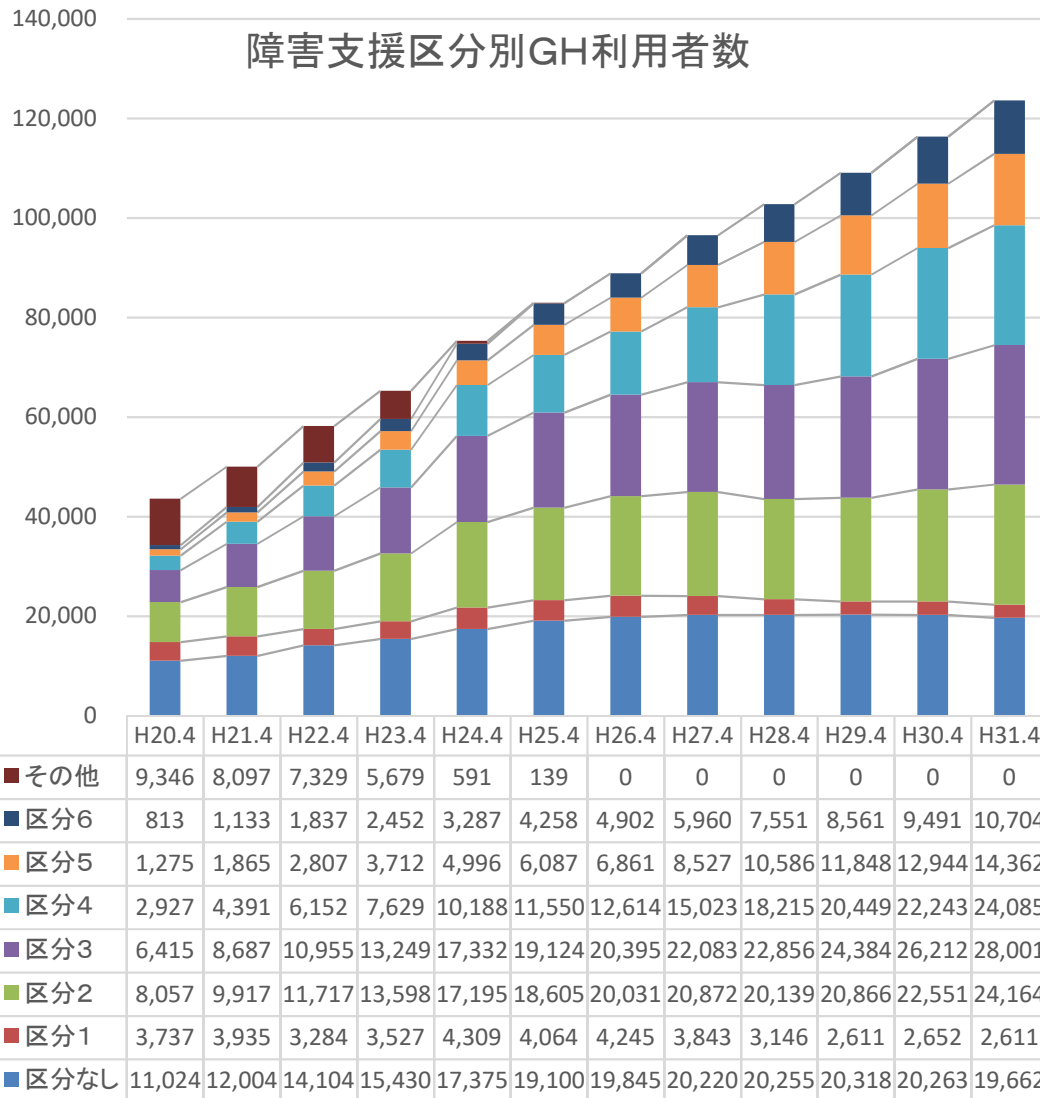




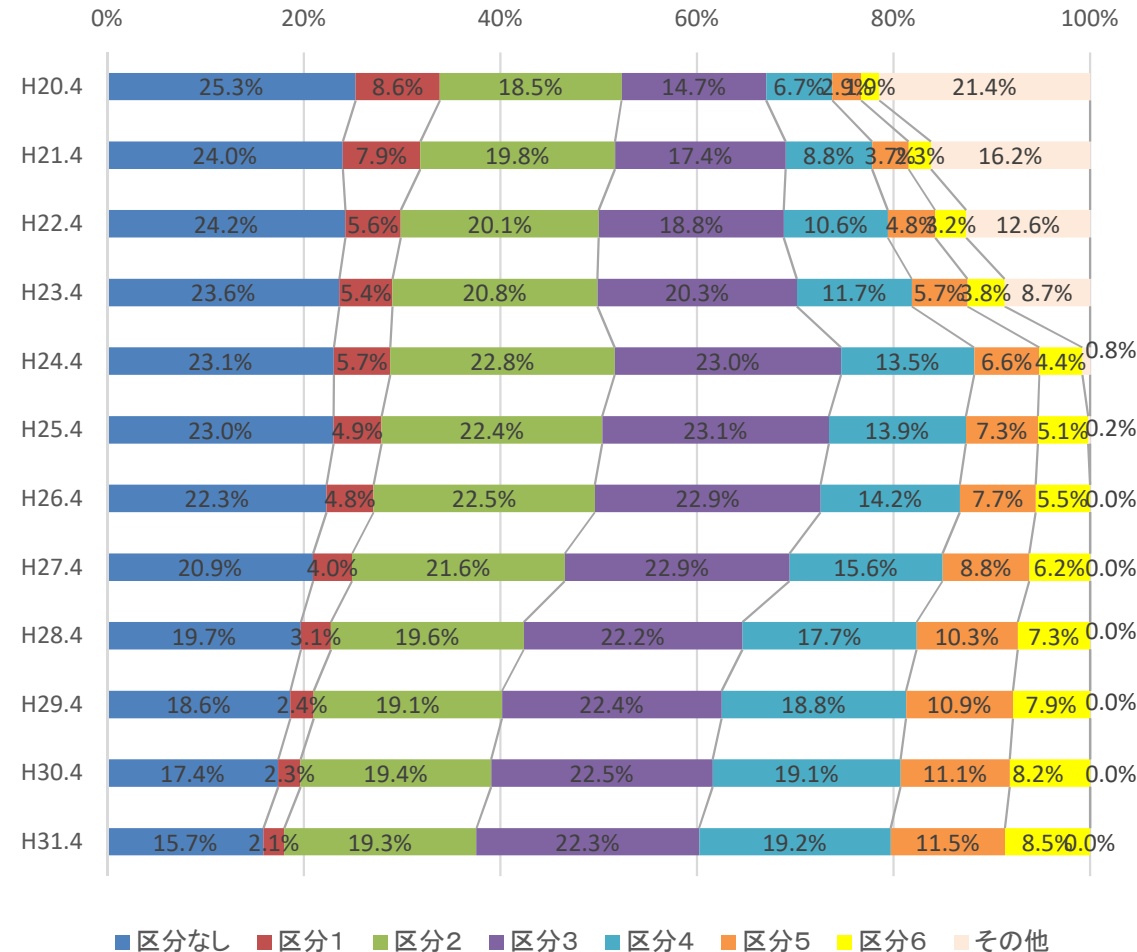
# グループホーム利用者の障害支援区分別構成の推移

グループホームにおいては、区分4～6の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。

障害支援区分別GH利用者数



障害支援区分別GH利用者割合



# グループホームの「重度障害者支援加算」の概要

## 対象者

指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者。

具体的には、障害者支援区分が6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者。

- ① 重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者
  - ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
  - ・最重度知的障害者
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である者

## 対象事業所

次の①から③のいずれの要件も満たす介護サービス包括型及び日中サービス支援型グループホーム

- ① 指定基準に定める生活支援員の員数に加え、対象者の支援に必要な生活支援員を加配
- ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、以下の研修の修了者
  - ・強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
  - ・行動援護従業者養成研修
  - ・喀痰吸引等研修（第2号）
- ③ 生活支援員のうち20%以上が、以下の研修の修了者
  - ・強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
  - ・重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程
  - ・行動援護従業者養成研修
  - ・喀痰吸引等研修（第3号）

## 単位数

360単位/日

## 算定事業所数及び算定者数（令和2年4月）

695事業所 3,434人（うち、介護サービス包括型：658事業所3,272人 日中サービス支援型：37事業所162人）

## <参考>

- ・施設入所支援の「重度障害者支援加算（Ⅱ）」 180単位/日（加算算定開始から90日は700単位/日を追加）  
強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者を1人以上配置している事業者が、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して夜間にサービスを行った場合に算定
- ・短期入所の「医療的ケア対応支援加算」 120単位/日  
看護職員を常勤配置する短期入所事業所で医療的ケアを必要とする利用者にサービスを行った場合に算定

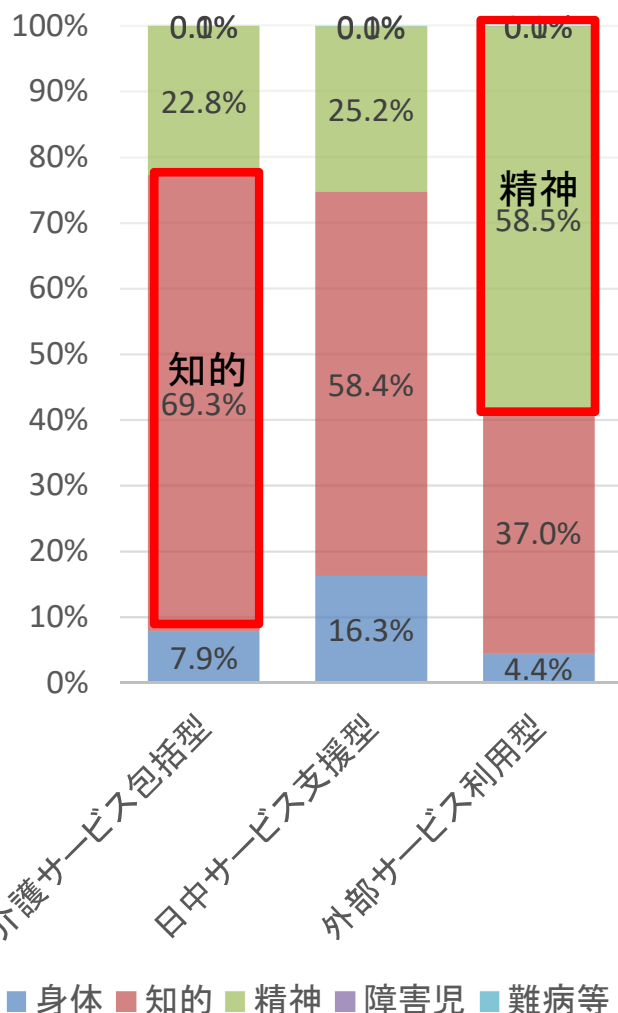
# サービス類型別の利用者の状況

・介護サービス包括型は知的障害者、外部サービス利用型は精神障害者が多い  
 ・日中サービス支援型は他類型より身体障害者の割合が高い

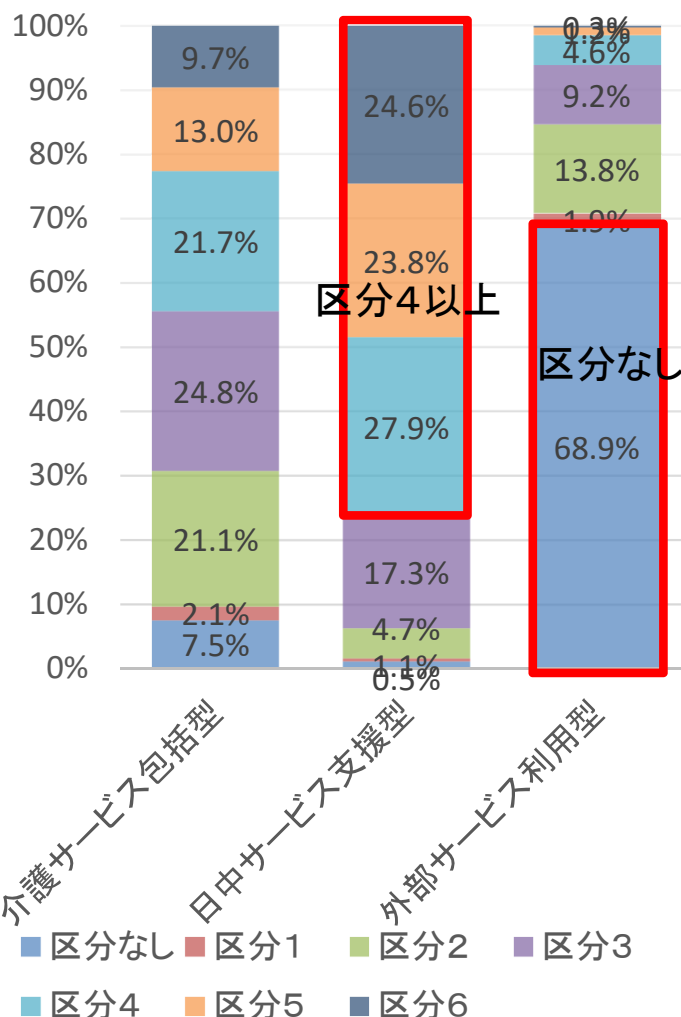
日中サービス支援型は区分4以上が多く、外部サービス利用型は区分なしが多い

類型別の年齢に大きな偏りはない

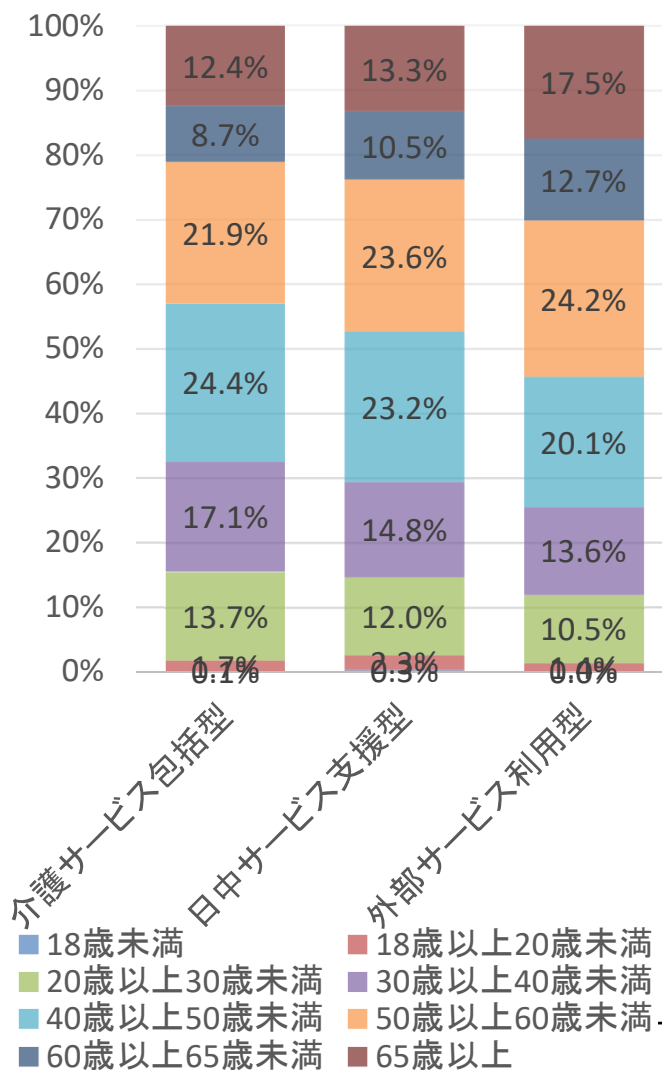
## 障害種別



## 支援区分別



## 年齢別



※出典：令和2年4月国保連データ

# グループホーム3類型の比較

		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
定員		<ul style="list-style-type: none"> <li>定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下)</li> <li>共同生活住居 原則2~10名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員 20名以下+短期入所1~5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下)</li> <li>共同生活住居 2~10名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下)</li> <li>共同生活住居 原則2~10名</li> </ul>
住居		<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。</li> </ul>		
設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。</li> <li>ユニットの居室面積: 収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。</li> </ul>		
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数が30人以下: 1人以上</li> <li>利用者数が31人以上: 1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>		
	世話人	6:1以上 (報酬上は4:1~6:1)	5:1以上 (報酬上は3:1~5:1)	6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1~6:1、10:1)
	生活支援員	障害支援区分に応じ (区分6) 2. 5:1 ~ (区分3) 9:1以上		なし(介護の提供は受託居宅介護事業所が行う)
	夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合に加算で評価)
	日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	1名以上の職員の配置が必要	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)
	個人単位ヘルパー利用 (R3.31までの経過措置)	以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1) 障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2) 障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。		なし
報酬	世話人の配置及び支援区分に応じて 666単位/日~171単位/日 ※各種加算あり	世話人の配置及び支援区分に応じて 1,104単位/日~279単位/日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 244単位/日~114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり	
事業者数 (令和2年4月国保連データ)	7,718事業所	182事業所	1,321事業所	
利用者数 (令和2年4月国保連データ)	114,554人	2,344人	15,551人	

# グループホームにおける個人単位での居宅介護等の利用について

グループホーム(介護サービス包括型及び日中サービス支援型)においては、原則として、グループホームの事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例措置として居宅介護等の利用を認めている。

## 【対象者】

- ・次のいずれかに該当する者
  - (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者
  - (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者
    - ①グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
    - ②グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要と認めること。

## 【利用可能なサービス】

- ・上記(1)の対象者:居宅介護又は重度訪問介護
- ・上記(2)の対象者:居宅介護(身体介護に係るものに限る。)

## 【グループホームの人員配置基準】

- ・個人単位で居宅介護等を利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1と算定。

## 【グループホームの報酬】

- ・世話人の配置及び障害支援区分に応じ、利用しない場合より低い報酬額を適用  
(例)個人単位で居宅介護等を利用する場合  
世話人配置4:1の事業所で障害支援区分6の者 443単位/日 ※利用しない場合は666単位/日

## 【特例措置の適用期間】

- ・令和3年3月31日までの時限措置

## 【利用状況(令和2年4月国保連データより)】

- ・介護サービス包括型 事業所数:535事業所/7,718事業所(6.9%)  
利用者数:2,563人/114,554人(2.2%) ※内訳:区分6:1611人(63%)、区分5:634人(25%)、区分4:318人(12%)
- ・日中サービス支援型 事業所数:10事業所/182事業所(5.5%)  
利用者数:46人/2,344人(2.0%) ※内訳:区分6:25人(54%)、区分5:17人(37%)、区分4:4人(9%)

# 【論点2】夜間支援等体制加算の見直し

## 現状・課題

- 介護サービス包括型・外部サービス利用型のグループホームについては、夜勤、宿直又は警備会社への委託等により夜間の支援体制等を確保した場合、夜間支援等体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定する仕組みとしている。  
※日中サービス支援型は、最低基準により夜勤職員の配置を必須、更に夜間支援従事者を追加配置した場合に「夜勤職員加配加算」を算定。
- 夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、共同生活住居ごとの夜勤職員の配置を要件としているが、夜間の支援体制の充実が課題。  
一方、夜間支援等体制加算（Ⅰ）は夜勤職員の配置を前提に同一の報酬単価を算定する仕組みとしているが、夜間における利用者への必要な支援の状況は様々となっている。

## 論点

- 夜間支援体制の充実等の観点から、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を見直してはどうか。

## 検討の方向性

- 夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、夜間における利用者への必要な支援の状況を踏まえて加算額を設定するなど、必要な見直しを検討してはどうか。
- また、共同生活住居ごとの夜勤職員の配置に加えて、事業所単位で夜勤職員又は宿直職員を追加で配置し、共同生活住居を巡回等により対応する場合には更に加算してはどうか。
- なお、現在、グループホームの夜間支援体制に係る報酬改定検証調査を実施しているところであり、その結果を踏まえて検討する。

# グループホームの夜間支援体制に係る加算

「介護サービス包括型」・「外部サービス利用型」は、最低基準においては夜勤職員等は必須とされていないが、夜間の連絡・支援体制を確保した場合は「夜間支援等体制加算」を算定。

「日中サービス支援型」は、最低基準により夜勤職員の配置を必須としているが、これに加えて夜間支援従事者を追加で配置した場合は「夜勤職員加配加算」を算定。

類型	介護サービス包括型・外部サービス利用型			日中サービス支援型
加算の種類	夜間支援等体制加算			夜勤職員加配加算
	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	
算定要件	<b>夜勤を行う夜間支援従事者を配置</b> し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合	<b>宿直を行う夜間支援従事者を配置</b> し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合	<b>警備会社や当該事業所の従業者等による常時の連絡体制又は防災体制を確保</b> している場合	<b>指定基準に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置</b> している場合
単位数 (利用者1人1日当たりの単価)	夜間支援対象者の人数に応じ算定 2人以下 672単位 3人 448単位 4人 336単位 5人 269単位 6人 224単位 7人 192単位 8人以上10人以下 149単位 11人以上13人以下 112単位 14人以上16人以下 90単位 17人以上20人以下 75単位 21人以上30人以下 54単位	夜間支援対象者の人数に応じ算定 4人以下 112単位 5人 90単位 6人 75単位 7人 64単位 8人以上10人以下 50単位 11人以上13人以下 37単位 14人以上16人以下 30単位 17人以上20人以下 25単位 21人以上30人以下 18単位	10単位	149単位
算定事業所数 (令和2年4月)	4,256ヵ所 (内訳) 介護サービス包括型 4,155ヵ所 外部サービス利用型 101ヵ所	2,168ヵ所 (内訳) 介護サービス包括型 2,028ヵ所 外部サービス利用型 140ヵ所	3,013ヵ所 (内訳) 介護サービス包括型 2,154ヵ所 外部サービス利用型 859ヵ所	78ヵ所
算定利用者数 (令和2年4月)	55,911人 (内訳) 介護サービス包括型 54,698人 外部サービス利用型 1,213人	27,152人 (内訳) 介護サービス包括型 25,488人 外部サービス利用型 1,664人	42,131人 (内訳) 介護サービス包括型 31,926人 外部サービス利用型 10,205人	967人